

第4次 守山市就労支援計画

令和4年（2022年）3月
守山市

目 次

第1章 就労支援の基本的な考え方

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画の期間	2
5 計画の対象者	2
6 関係機関等の役割	3

第2章 雇用・就労に関する状況

1 雇用・就労の状況	5
2 就労支援に関する各種計画等の状況	14
3 第3次計画の取組と評価	28

第3章 就労支援の基本方針

1 就労支援の基本理念	31
2 就労支援の推進方針	31
3 就労支援の推進体制	32
4 就労支援の流れ	34

第4章 就労支援施策

1 地域の特性を活かした就業の促進	37
2 雇用・就労の機会・場の創出	47
3 働きやすい職場環境に向けた支援	48

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	50
-----------------	----

資料

1. 守山市就労支援事業の推進に関する組織設置要綱	51
2. 第4次守山市就労支援計画策定過程	54
3. 就労などに関する相談窓口	55

第1章 就労支援の基本的な考え方

1 計画策定の背景

平成12年(2000年)4月の地方分権一括法施行に伴う地方自治法の改正により、職業安定行政が国の直接執行事務に一元化され、一方で雇用対策法第5条には「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定されるなど、地方公共団体は国と連携して、地域の実情にあった雇用就労施策を実施することが求められています。

本市では、就職に際してさまざまな阻害要因を有する人たちの就労を支援するため、平成17年(2005年)7月に「守山市就労支援計画」を策定し、その後、平成24年(2012年)3月には「第2次守山市就労支援計画」、平成29年(2017年)3月には「第3次守山市就労支援計画」を現状の雇用状況に合わせて見直しを行い、就労への支援を継続して行ってきました。

しかしながら、バブル崩壊による不景気が原因で、就職活動が難航し正職員で働けず非正規職員で働くことを余儀なくされた「就職氷河期世代」、また、ひきこもりが背景となり80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」など、生活様式や働き方の多様化もあって、就労阻害要因は年々複雑化しています。そのような中、新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢は悪化した状況が続いており、特に女性が多くを占める非正規雇用者への影響は大きなものとなっています。

このような状況に対応するため、これまでの取り組み踏まえつつ、新たな課題への対応を見据えた計画として充実・発展させていくために「第4次守山市就労支援計画」を策定するものです。

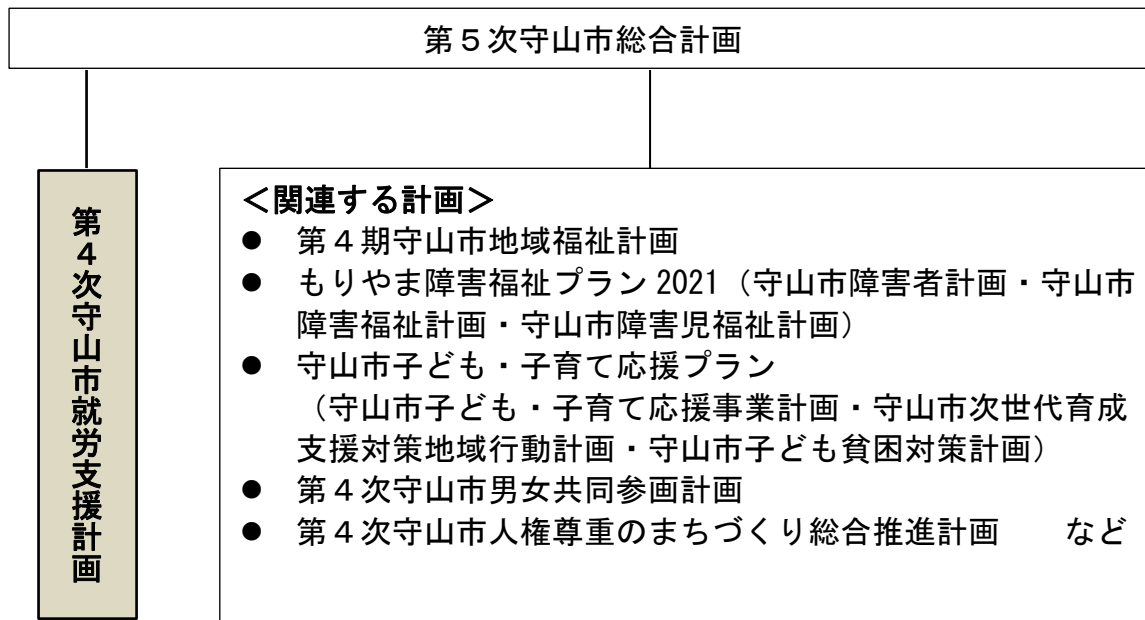
2 計画策定の目的

働くこと(勤労)は、市民一人ひとりが自由に豊かな人生を送るために、経済的な自立を実現する手段であるとともに、自己実現や社会参加の場・機会、生きがいづくりなどにも大きく関わる重要な基本的人権の一つです。

「就労が必要な状況にありながら、身体的機能、年齢、性別、家族構成、出身地などによって、雇用・就労が妨げられているさまざまな人々を対象に、本市が中心となって関係機関・組織などと連携・協力し、企業・事業所の理解や協力を得ながら、SDGsの理念に沿って基本的な権利である就労を促進することができる社会づくりの実現をめざす」ことを目的とします。

3 計画の位置づけ

第4次守山市就労支援計画は、第5次守山市総合計画を上位計画とする本市就労支援の基本計画とし、本市が策定している他の計画等との整合性を図りつつ、就労支援を総合的に推進するための計画とします。



4 計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）の5ヶ年の計画とします。

5 計画の対象者

本計画は、「就労が必要な状況にありながら、物理的・心理的・社会的な就労を妨げるさまざまな要因を抱える人（以下「就職困難者等」という。）」を対象としています。

具体的には、次のような人びとを言います。

- (1) 「障害」（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等）があり働くことができていない人
- (2) 子育てのため働くことができていないひとり親（母子・父子）家庭の保護者
- (3) 出身地に対する社会的な偏見などの理由により働くことができていない人（被差別部落出身者）
- (4) 希望する職がないなどの理由により働くことができていない若年者（学卒無業者）
- (5) 国籍に対する社会的な偏見、言葉や社会的風習など、コミュニケーションの問題などのため安定して働くことができていない外国人
- (6) 長期にわたる失業状態が続いたことなどの理由で仕事に就く意欲を喪失している人（就労意欲喪失者）
- (7) 上記以外の就労支援を必要とする人と、現在働いているものの待遇や労働条件などで困難な問題を抱えている人びと（不安定就労者）

6 関係機関等の役割

就職困難者等の就労を支援するため、本市をはじめ、国や県、関係機関・団体などとの連携・協力が必要不可欠です。それぞれが担うべきを次のように考え、各機関が連携・協力しながら推進していきます。

(1) 本市の役割

近隣市や関係機関などと連携を図りつつ、就職困難者等を対象とする就労に関するさまざまな施策を展開していきます。

ア 各種相談窓口の総合的な活用

保健・福祉・教育・くらしなどに関する悩みや心配ごとの相談事業を実施し、総合的な活用を図ることにより、個々の就労阻害要因に応じた適切な支援に努めます。

イ 企業や関係機関とのネットワークの充実

企業・事業所、関係機関・団体などとの連携を強化し、就労支援体制のネットワークの充実に努めます。

ウ 人権意識の啓発促進

就職困難者等の就労に関して、人権意識の高揚を図るため、企業・事業所や地域社会などに対し理解の促進に努めます。

(2) 国および県に期待される役割

就職困難者等の就労阻害要因の解消に資するようなさまざまな制度、施策、事業に関する情報と機会の積極的な提供、企業・事業所との情報交換やネットワークづくりに対する支援などが期待されます。

ア 人権施策の推進と指導

就職困難者等の採用や人事に関する公平・公正な対応に関しての企業・事業所への啓発の充実と、問題ケースなどに対する指導を行うこと。

イ 活用できる施策・事業などに関する情報提供

就労阻害要因の解消などに資するようなさまざまな助成・補助制度や講座、訓練施設などの情報を迅速に提供し、円滑に活用できるよう適切な助言を行うこと。

ウ ノウハウ・事例の提供と支援

国や県などが有する就労に関するさまざまな事例やケースなどを積極的に活用し、個別ケースの検討などに際しての連携・協力・助言を行うこと。

エ 企業・事業所ネットワークの側面的な支援

国や県など企業・事業所とのさまざまな会議・組織などを活用し、近隣市における企業・事業所とのネットワークや情報交換などに関する助言・連携・協力・仲介などを行うこと。

(3) 企業・事業所に期待される役割

企業・事業所における就職困難者等の雇用と障害福祉サービス事業所への業務の外注化などが期待されます。

ア 雇用機会の創出・維持

雇用機会の創出、雇用の維持（障害者雇用率の遵守等）に努めること。

イ 雇用管理の改善推進

適正な労働条件の確保、福利厚生充実などの雇用管理の改善などに係る措置を図ること。

ウ 就職困難者等に対する間接的支援

就職困難者等の就労阻害要因の解消に向けた積極的な支援・協力および体験実習の受け入れや業務・仕事の発注などの支援を推進すること。

エ 公平・公正な採用選考システムの運営

人権尊重の理念に立った公平・公正な採用選考システムの確立を推進すること。

オ 人権教育の推進

同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消に向けた企業内人権教育を充実・強化すること。

カ 就職困難者等の定着促進の取り組み

就職困難者等に対する定着指導・人権相談体制を整備すること。

キ 犯罪をした者等の社会復帰促進の取り組み

犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」として、社会復帰をめざす人たちの雇用など、更生に対する支援を推進すること。

(4) 学校・教育機関・少年センター等に期待される役割

ア 職業観育成事業等の充実

中学校や高校の在学学生や卒業生に対して、職業観育成や進路保障進路確認を適切に行うこと。

イ 公平・公正な採用選考システムの確立

高校卒業生の就職における、求人取り消しや採用選考時における不適正質問、社用紙問題などについて取り組むこと。

ウ 学卒無業者への対応

学卒無業者(中学校・高等学校)に対する就労に向けた支援を行うこと。

(5) 地域社会・関係機関等に期待される役割

ア 日常的な支援

就職困難者等の日常的な支援・助言・指導などを行うこと。

イ 就労支援の取り組み

就職困難者等が、就労を実現できるまでの教育・訓練の充実に努めること。

第2章 雇用・就労に関する状況

1 雇用・就労の状況

(1) 市民の雇用・就労の状況

ア 人口の推移

本市の人口は、令和2年（2010年）に83,117人となっており、平成7年（1995年）に比べ、21,000人近く増えています。

年齢別の人口構成は、「0～14歳」が約1,700人の増加にとどまり、その割合も少なくなっています。一方、「65歳以上」約11,600人と大きく増えており、その割合も高く、本市において高齢化が進展していることがうかがえます。

（図表1-1 参照）

【図表1-1】

（単位：人）

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	2020年/ 1995年
総数	61,869	65,542	70,823	76,560	79,939	83,117	134.3%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
0～14歳	11,738	11,304	11,927	13,168	13,859	13,436	114.5%
	19.0%	17.2%	16.8%	17.2%	17.3%	16.2%	
15～ 64歳	43,397	45,820	48,304	48,596	48,071	49,967	115.1%
	70.1%	69.9%	68.2%	63.5%	60.1%	60.1%	
65歳 以上	6,724	8,390	10,540	13,060	16,273	18,356	273.0%
	10.9%	12.8%	14.9%	17.1%	20.4%	22.1%	
75歳 以上	2,623	3,201	4,559	5,839	7,057	8,933	340.6%
	4.2%	4.9%	6.4%	7.6%	8.8%	10.7%	

注）総数には「不詳」を含む

資料：国勢調査、滋賀県HP（10月1日）

イ 労働力人口

15 歳以上人口のうち労働力人口は、39,755 人（15 歳以上人口に占める割合 61.3%）、就業者総数は 38,428 人（同 59.2%）で完全失業者数は 1,327 人（同 2.0%）となっており、就業者総数の割合は減少傾向にあります。

また、非労働力人口（専業主婦や学生、年金生活者）は、65 歳以上の高齢者が大きく増えております。（図表 1-2 参照）

【図表 1-2】

（単位：人）

年齢 (5 歳階級)	総数	労働力人口					非労働力人口				
		総数	就業者 総数	主に 仕事	休業者	完全 失業者数	総数	家事	通学	その他	
平成 17 年 (2005 年)	総数	58,884	37,649	35,946	29,241	512	1,703	20,198	9,679	4,113	6,406
	15~29	13,523	8,028	7,353	6,240	111	675	5,077	898	4,066	113
	30~39	11,640	8,914	8,572	7,338	169	342	2,443	2,344	30	69
	40~49	8,716	7,396	7,220	5,772	46	176	1,191	1,131	12	48
	50~59	10,170	8,152	7,907	6,377	89	245	1,921	1,775	4	142
	60~64	4,255	2,454	2,278	1,783	37	176	1,776	1,148	1	627
	65 歳~	10,580	2,705	2,616	1,731	60	89	7,790	2,383	-	5,407
平成 22 年 (2010 年)	総数	61,656	38,571	36,639	30,323	561	1,932	22,200	11,029	3,942	7,229
	15~29	11,877	6,951	6,389	5,491	96	562	4,727	750	3,883	94
	30~39	12,649	10,038	9,609	8,350	227	429	2,410	2,272	34	104
	40~49	9,965	8,370	8,059	6,643	52	311	1,454	1,373	13	68
	50~59	8,698	6,973	6,733	5,574	57	240	1,622	1,479	3	140
	60~64	5,407	3,242	3,024	2,343	51	218	2,104	1,487	4	613
	65 歳~	13,060	2,997	2,825	1,922	78	172	9,883	3,668	5	6,210
平成 27 年 (2015 年)	総数	64,904	39,755	38,428	31,069	668	1,327	23,817	9,907	4,334	9,576
	15~29	11,713	6,348	6,003	4,975	86	345	4,933	475	4,295	163
	30~39	10,967	8,736	8,432	7,271	284	304	1,961	1,813	25	123
	40~49	12,613	10,723	10,452	8,447	86	271	1,624	1,494	8	122
	50~59	8,708	7,294	7,115	5,800	57	179	1,300	1,154	1	145
	60~64	4,522	2,858	2,755	2,136	44	103	1,612	1,109	4	499
	65 歳~	16,381	3,796	3,671	2,440	111	125	12,387	3,862	1	198

注) 総数には「不詳」を含む

資料：国勢調査

ウ 産業分類別就業者数

平成 27 年（2015 年）の産業別の就業者は、「製造業」が 26.7%、「卸売・小売業」が 14.3%、「医療・福祉」が 12.4%「建設業」が 5.6%、「教育、学習支援業」が 5.6% などとなっています。（図表 1-3 参照）

【図表 1-3】

（単位：人、％）

	総数	割合	15～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70～ 79 歳	80 歳 以上
	38,428	100.0	593	5,410	8,432	10,452	7,115	4,794	1,364	268
A	890	2.3	4	34	55	82	84	271	244	116
A	884	2.3	4	33	55	81	80	271	244	116
B	27	0.1	0	1	1	2	3	12	8	0
C	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0
D	2,154	5.6	28	224	475	665	338	328	86	10
E	10,253	26.7	80	1,319	2,542	3,279	1,941	911	168	13
F	158	0.4	2	8	35	53	48	11	1	0
G	523	1.4	2	107	162	134	84	28	6	0
H	1,854	4.8	18	159	377	551	472	254	22	1
I	5,491	14.3	143	895	1,119	1,358	1,007	734	191	44
J	770	2.0	0	143	183	212	157	70	5	0
K	607	1.6	5	52	119	126	103	136	53	13
L	1,129	2.9	0	120	274	303	207	175	45	5
M	1,827	4.8	205	372	281	428	247	232	58	4
N	1,165	3.0	21	239	232	252	158	177	80	6
O	2,170	5.6	35	333	478	579	525	194	23	3
P	4,758	12.4	18	826	1,137	1,274	891	515	89	8
Q	307	0.8	1	43	79	93	61	28	2	0
R	2,102	5.5	6	168	341	487	382	472	222	24
S	1,408	3.7	0	190	363	389	303	149	13	1
T	835	2.2	25	177	179	185	104	97	48	20

資料：国勢調査

A：農業，林業 A'：うち農業 B：漁業 C：鉱業，採石業，砂利採取業
 D：建設業 E：製造業 F：電気・ガス・熱供給・水道業 G：情報通信業
 H：運輸業，郵便業 I：卸売業，小売業 J：金融業，保険業
 K：不動産業，物品賃貸業 L：学術研究，専門・技術サービス業
 M：宿泊業，飲食サービス業 N：生活関連サービス業，娯楽業
 O：教育，学習支援業 P医療，福祉 Q：複合サービス事業
 R：サービス業（他に分類されないもの） S：公務（他に分類されるものを除く）
 T：分類不能の産業

エ 夜間人口・昼間人口

平成 27 年（2015 年）の昼間の人口（昼間人口＝夜間人口－流出人口＋流入人口）は、72,342 人で、夜間の人口が約 7,500 人多くなっています。

（図表 1－4 参照）

【図表 1－4】

（単位：人）

	夜間人口	従業員も通学もしていない	自宅で従業員	自宅外の市内で従業員・通学	流出人口		流入人口		昼間人口	昼間人口比率
					県内他市町村で従業員・通学	他県で従業員・通学	県内他市町村に常住	他県に常住		
平成 17 年 (2005 年)	70,816	23,416	3,404	20,360	17,328	5,311	13,033	1,426	62,636	88.4
平成 22 年 (2010 年)	76,560	26,119	2,817	20,727	18,537	5,077	14,873	1,835	69,654	90.9
平成 27 年 (2015 年)	79,859	26,877	2,781	21,758	19,488	5,534	15,427	2,078	72,342	90.5

注) 夜間人口には「不詳」を含む

資料：国勢調査

(2) 就職困難者等の状況

障害者手帳の所持者数など就職困難者等の対象者ごとに各種データをもとに就職困難者等の概数を整理しました。

※障害者 { 身体障害者＝身体障害者手帳所持者
 知的障害者＝療育手帳所持者
 精神障害者＝精神障害者保健福祉手帳所持者
 難病患者＝特定疾患医療受給者

ア 身体障害者手帳交付数

(各年度末現在、単位：人)

		総数	視力障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしやく機能障害	肢体不自由	内部障害
平成 28 (2016) 年度	18 歳以上	2346	134	169	15	1332	696
	18 歳未満	88	1	16	0	58	13
平成 29 (2017) 年度	18 歳以上	2318	131	175	17	1293	702
	18 歳未満	87	1	16	0	60	10
平成 30 (2018) 年度	18 歳以上	2343	128	188	16	1297	714
	18 歳未満	88	1	14	0	62	11
令和元 (2019) 年度	18 歳以上	2335	125	193	14	1276	727
	18 歳未満	83	1	14	0	59	9
令和 2 (2020) 年度	18 歳以上	2351	129	202	15	1269	736
	18 歳未満	79	1	16	1	51	10

注) 総数には「重複障害」含む

資料:守山市障害福祉課

イ 療育手帳所持者

(各年度末現在、単位：人)

	合計	A			B		
		計	18 歳未満	18 歳以上	計	18 歳未満	18 歳以上
平成 28 (2016) 年度	656	249	75	174	407	130	277
平成 29 (2017) 年度	687	259	80	179	428	129	299
平成 30 (2018) 年度	715	264	81	183	451	131	320
令和元 (2019) 年度	749	273	80	193	476	128	348
令和 2 (2020) 年度	783	278	80	198	505	140	365

資料：守山市障害福祉課

ウ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年度末現在、単位：人)

	合 計
平成28 (2016) 年度	437
平成29 (2017) 年度	443
平成30 (2018) 年度	487
令和元 (2019) 年度	528
令和2 (2020) 年度	568

資料：守山市障害福祉課

エ 特定疾患医療受給者数

(各年度末現在、単位：人)

	合 計
平成28 (2016) 年度	509
平成29 (2017) 年度	487
平成30 (2018) 年度	485
令和元 (2019) 年度	497
令和2 (2020) 年度	564

資料：滋賀県南部健康福祉事務所

※特定疾患の内容

1. 球脊髄性筋萎縮症/ 2.筋萎縮性側索硬化症/ 3. 脊髄性筋萎縮症/ 4.進行性核上性麻痺/5.パーキンソン病/ 6.大脳皮質基底核変性症/ 7.ハンチントン病/ 8.重症筋無力症/ 9.多発性硬化症・視神経脊髄炎/ 10.慢性炎症性脱髄性多発神経炎・多巣性運動ニューロパチー/ 11.多系統萎縮症/ 12.脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)/ 13.ライゾーム病/ 14.ミトコンドリア病/ 15.もやもや病/ 16.神経線維腫症/ 17.天疱瘡/ 18.膿疱性乾癬(汎発型)/ 19.高安静脈炎/ 20.巨細胞性動脈炎/ 21.顕微鏡的多発血管炎多発血管炎性肉芽腫症/ 22.好酸球性多発血管炎性肉芽腫症/ 23.悪性関節リウマチ/ 24.バージャー病/ 25.全身性エリテマトーデス/ 26.スモン/ 27.皮膚筋炎・多発性筋炎/ 28.全身性強皮症/ 29.混合性結合組織病/ 30.シェーグレン症候群/ 31.成人スチル病/ 32.ベーチェット病/ 33.特発性拡張型心筋症/ 34.肥大型心筋症/ 35.再生不良性貧血/ 36.自己免疫性溶血性貧血/ 37.発作性夜間ヘモグロビン尿症/ 38.特発性血小板減少性紫斑病/ 39.原発性免疫不全症候群/ 40.IgA 腎症/ 41.多発性嚢胞腎/ 42.黄色靱帯骨化症/ 43.後縦靱帯骨化症/ 44.広範脊柱管狭窄症/ 45.特発性大腿骨頭壊死症/ 46.下垂体性 ADH 分泌異常症/ 47.下垂体性成長ホルモン分泌亢進症/ 48.下垂体前葉機能低下症/ 49.家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)/ 50.先天性副腎皮質酵素欠損症/ 51.サルコイドーシス/ 52.特発性間質性肺炎/ 53.肺動脈性肺高血圧症/ 54.網膜色素変性症/ 55.原発性胆汁性胆管炎/ 56.原発性硬化性胆管炎/ 57.クローン病/ 58.潰瘍性大腸炎/ 59.若年性特発性関節炎/ 60.筋ジストロフィー/ 61.神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症/ 62.前頭側頭葉変性症/ 63.ピッカースタッフ脳幹脳炎/ 64.徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症/ 65.特発性後天性全身性無汗症/ 66.エーラス・ダンロス症候群/ 67.ウィルソン病/ 68.難治性肝炎のうち劇症肝炎/ 69.一次性ネフローゼ症候群/ 70.間質性膀胱炎(ハンナ型)/ 71.オスラー病/ 72.強直性脊椎炎/ 73.後天性赤芽球癆/ 74.IgG4 関連疾患/ 75.好酸球性副鼻腔炎/ 76.シトリン欠損症/ 77.特発性多中心性キャッスルマン病

オ 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者数

	児童扶養手当受給者数 (世帯数)	特別児童扶養手当受給者数 (世帯数)
平成28(2016)年度	496	173
平成29(2017)年度	499	160
平成30(2018)年度	472	174
令和元(2019)年度	447	174
令和2(2020)年度	456	179

資料：守山市こども家庭相談課、障害福祉課

カ 母子世帯の状況

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成27年/ 平成12年
総数	231世帯	351世帯	384世帯	401世帯	173.6%
全世帯に占める割合	1.12%	1.49%	1.43%	1.38%	—
6歳未満の子ども いる世帯	69世帯	83世帯	71世帯	83世帯	120.2%
(参考) 全世帯数	20,586世帯	23,516世帯	26,819世帯	29,052世帯	141.1%

資料：国勢調査

キ 父子世帯の状況

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成27年/ 平成12年
総数	30世帯	45世帯	43世帯	51世帯	170.0%
全世帯に占める割合	0.15%	0.19%	0.16%	0.17%	—
6歳未満の子ども いる世帯	—	5世帯	3世帯	6世帯	—
(参考) 全世帯数	20,586世帯	23,516世帯	26,819世帯	29,052世帯	141.1%

資料：国勢調査

ク 県内高等学校中途退学者数・中途退学率

	中途退学者数					在籍者数	中 途 退学率	全国中途 退学率
	1年	2年	3年	単位制	計			
平成 28 年度 (2016 年度)	96	54	19	39	208	30,900	0.67	0.77
平成 29 年度 (2017 年度)	115	53	19	38	225	30,765	0.73	0.79
平成 30 年度 (2018 年度)	110	52	17	19	198	30,403	0.65	0.82
令和元年度 (2019 年度)	114	57	14	29	214	29,891	0.72	0.73
令和 2 年度 (2020 年度)	89	27	10	20	146	29,018	0.50	0.59

資料：滋賀県 HP

ケ 新規高等学校卒業生（滋賀県）の職業紹介状況推移

項目 卒業年月	高 等 学 校 卒 業 者 数							
	求職者数		求人数		求人 倍率 (倍)	就職内定 者数 (人)	就職 内定率 (%)	未就職者 数 (人)
	(人)	前年比 (%)	(人)	前年比 (%)				
平成 20 年 (2008 年)	2,177	▲1.4	3,930	5.7	1.81	2,129	97.8	48
平成 21 年 (2009 年)	2,050	▲5.8	3,592	▲8.6	1.75	1,960	95.6	90
平成 22 年 (2010 年)	1,828	▲10.8	2,034	▲43.4	1.11	1,753	95.9	75
平成 23 年 (2011 年)	1,873	2.5	1,975	▲2.9	1.05	1,825	97.4	48
平成 24 年 (2012 年)	2,003	6.9	2,067	4.7	1.03	1,938	96.8	65
平成 25 年 (2013 年)	2,065	3.1	2,135	3.3	1.03	2,007	97.2	58
平成 26 年 (2014 年)	2,056	▲0.4	2,263	6.0	1.10	2,016	98.1	40
平成 27 年 (2015 年)	2,201	7.1	2,833	25.2	1.29	2,170	98.6	31
平成 28 年 (2016 年)	2,267	3.0	3,258	15.0	1.44	2,222	98.0	45
平成 29 年 (2017 年)	2,200	▲3.0	3,631	11.4	1.65	2,166	98.5	34
平成 30 年 (2018 年)	2,336	6.2	4,063	11.9	1.74	2,319	99.3	17
令和元年 (2019 年)	2,310	▲1.1	4,676	15.1	2.02	2,289	99.1	21
令和 2 年 (2020 年)	2,035	▲0.2	4,994	6.8	2.17	2,283	99.0	22

資料：滋賀労働局職業安定部職業安定課

コ 外国人登録者数

各年 12 月末

	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
総 数	854 人	946 人	1,019 人	1,096 人	1,122 人
主な国名	中国、台湾、 韓国、朝鮮、 ハトナム他	韓国、朝鮮、 中国、台湾、 ハトナム他	中国、台湾、 韓国、朝鮮、 ハトナム他	中国、韓国、 朝鮮、ハトナム、 インドネシア他	中国、韓国、 朝鮮、ハトナム、 インドネシア他

資料：滋賀県 HP

カ 生活保護世帯・人員数

各年度末現在

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
保護世帯	176	165	176	184	193
人 員	248	227	240	251	256

資料：守山市健康福祉政策課

2 就労支援に関する各種計画等の状況

本市における雇用・就労に関わる各種計画は次のとおりです。

(1) 第五次守山市総合計画（後期）〔令和3年（2021年）3月〕

『「わ」で輝かせよう ふるさと守山』

ア 基本方針

- (ア) 心が輝く学びのふるさとづくり
- (イ) 絆で輝く安心のふるさとづくり
- (ウ) まちが輝く個性と安全のふるさとづくり
- (エ) 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

イ まちづくりの基本姿勢

- (ア) 市民参加と協働のまちづくり ～輪・和・話・環の視点～
- (イ) 効果的・効率的な行財政運営
- (ウ) 広域行政の推進

ウ 計画期間

平成23年度～令和7年度の15年計画

前期計画：平成23年度～平成27年度 中期計画：平成28年度～令和2年度

後期計画：令和3年度～令和7年度

エ 雇用・就労に関する主要な計画（抜粋）

1-1 人権・同和・平和

市民一人ひとりの人権が尊重され互いに認め合えるまちづくりをめざすとともに、あらゆる差別のない誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現をめざします。

部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりが尊重される明るいまちをめざします。

世界の恒久平和は人類共通の願いです。ともすれば忘れがちな戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の喜びと尊さを市民に伝え、市民と力を合わせて世界の恒久平和を求めています。

1-2 男女共同参画

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が互いに尊重し合い、共に考え、共に地域づくりを担いながら、性別にかかわらず個性や能力を発揮できるいきいきと輝くまちづくりを進めます。

1-6 多文化共生・国際交流

外国籍住民の増加と定住化が進む中、身近な地域社会でも異文化に接する機会が増えており、地域に暮らすすべての人が多様な価値観を認め合いながら、支え

合い、ともに地域づくりをしていく「多文化共生社会」の実現をめざします。

国際化の進展にともない、市民の国際交流活動も広がりを見せる中、国際感覚に優れた人づくり、まちづくりや、国際性に富んだ地域社会を形成していく取組を推進します。

2-1 地域福祉

すべての市民が人として尊厳を持ち、住み慣れた家や地域社会の中で、年齢や障害の有無、家庭状況に関わらず、いきいきと安心して暮らしていける地域づくりに取り組み、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことのできる「地域共生社会」の実現を図ります。

2-2 障害者（児）福祉

障害の有無に関わらず、共に同じ地域の住民として認め合い、安心していきいきと暮らすことができるよう、生活支援や自立支援等の障害福祉サービスはもとより、多様なニーズに対応できる相談支援体制の構築、社会参加の促進等を図り、共生社会の実現をめざします。

2-3 高齢者福祉

高齢者が生涯にわたって、住み慣れた家庭や地域社会で安心していきいきと暮らし続けられるよう、健康増進や介護予防、生きがいづくりを支援するとともに、医療介護サービスの充実、医療と介護の連携による地域包括ケアシステムの推進を図ります。

2-7 母子・父子福祉

精神的・経済的に多くの悩みを持ち、育児と仕事の両立が困難なひとり親家庭の生活安定と子育て支援の両面から施策を推進し、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長を支援します。

2-8 生活困窮者対策

生活に困窮する市民に対して問題解決のための制度や支援策等、適切な助言や各関係機関との連携を行い、早期に自立を図ることができる支援体制の強化に努めます。

3-4 勤労者福祉・就労支援

すべての勤労者や求職者が、自らの能力を十分に発揮し、生きがいをもって安心して働くことができるよう、就労環境の整備や勤労者福祉の向上に努めます。

(2) 第4期守山市地域福祉計画〔令和4年(2022年)3月〕

ア 基本理念

「人と人がつながり、自分らしく安心して暮らすことができるまち」
多彩なコミュニティの創出による支え合いの再生・共創、市民一人ひとりの多彩な社会参加やチャレンジ、包括的な支援を可能とする環境を整備することにより、人と人がつながり、自分らしく安心して暮らすことができるまち・守山

イ 基本方針

- (Ⅰ) 対話からはじまる多彩なコミュニティが生まれるまちづくり
- (Ⅱ) 多彩な社会参加にチャレンジできるまちづくり
- (Ⅲ) 一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくり

ウ 計画期間

令和4年度 ～ 令和7年度までの4年間

エ 雇用・就労に関する具体的な対応策（抜粋）

第4章 施策の展開

基本方針Ⅱ 多彩な社会参加にチャレンジできるまちづくり

2) 社会参加・チャレンジの実践

社会参加・チャレンジのきっかけとなるよう、多様な人が気軽に集まり、交流・対話ができる場の充実を図ります。

また、地域で活躍できる場・機会づくり、社会参加の実践に対するインセンティブの提供など、より多くの人々が社会参加・チャレンジの実践に取り組めるよう多様な手段で支援します。

ア 社会参加のきっかけとなる場づくり

空き家等の地域の資源を活用し、多様な主体が交わり多彩な『社会参加』を生み出すきっかけづくりに取り組みます。

また、多様な市民が交流できる地域でのイベント・行事の促進を図るとともに、まちづくりや福祉活動だけではなく、起業・創業など、多分野での多様な社会参加につながるイベント・機会の提供に取り組めます。また、子どもや障害者、高齢者などをはじめ様々な立場の人が集い、交流・対話できる機会・場づくりに取り組みます。

基本方針Ⅲ 一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくり

2) 包括的な支援の推進

高齢者、障害者、子ども、生活困窮、自殺対策など、各分野における支援に加え、各家庭、個人の抱える複合的な課題や制度の狭間等の課題へ対応す

るため、世代や属性を問わずあらゆる相談に対応できる体制を整備し、包括的な支援を実施します。

ア 包括的支援体制の整備・推進

家庭や個人が抱える複合的な課題や制度の狭間等の課題に対応するため、市において、包括的な相談支援の中心となる課を設置するとともに、子ども、高齢部門などの関係各課や団体・機関等との連携を推進する仕組みを構築し、8050問題やヤングカウンセラーなどの制度の狭間の課題にも対応する「家族まるごとの相談支援」を進めていきます。

付随計画① 重層的支援体制整備事業実施計画

【施策】

②参加支援事業

- 参加支援事業（支援者のニーズに沿った居場所・就労等社会参加の支援）
社会とのつながりづくりやきっかけづくりや様々なチャレンジができるよう、利用者のニーズや課題を把握し、マッチングや定着の支援を行います。

付随計画③ 再犯防止推進計画

■立ち直りに向けた支援

協力雇用主制度に関する周知を行い制度の促進に向けた協力を行います。

(3) もりやま障害福祉プラン 2021（守山市障害者計画・守山市障害福祉計画・守山市障害児福祉計画）〔令和3年(2021年)3月〕

ア 基本理念

～真の共生社会をめざして～

すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、地域や職場、学校等日常生活のあらゆる場面で合理的な配慮や必要な支援のもと、ともに支え合う社会の実現が求められています。

人と人のつながりにおいて、お互いが存在を認め合い配慮し、そして時には支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができます。

本市では、「支え手」「受け手」という固定した関係ではなく、支援の必要な人を含め誰もが役割を持ち、各々が日々の生活における安心感と生きがいを得て、一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創り、高め合う共生社会の構築をめざします。

また、障害者福祉の制度が拡充していくなか、さらなる包括的な支援が求められています。障害のある人の潜在的ニーズを常に把握しながら、障害のある人の地域のなかで、多様な主体の一つとして「支え手」「受け手」という関係を超越して、自立した日常生活を送ることができるよう、また、障害のある人自身がその能力を十分発揮できるよう支援体制の充実を図ります。

さらに、障害による日常生活や社会参画の困難さを、障害のある人個人の問題として捉えるのではなく、学校や職場、地域社会等、環境との関係から生じるものと捉え、個々の障害のある人の困難さを解消する多様な支援をめざします。

上記の取組を行うことにより、真の共生社会の実現をめざすことを、この計画の基本理念として掲げます。

イ 基本目標

- (ア) とともに理解し合い、支え合い、高め合うために
～地域で支え合える生活に向けた施策の展開～
- (イ) 住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために
～関係機関等との連携や情報提供（相談）体制の強化～
- (ウ) 自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために
～就労支援等に自立に向けた施策の展開～
- (エ) 子どもの健やかな発達のために
～障害児に対する支援策の展開～
- (オ) 求められる支援に寄り添うために
～人材確保・育成、居場所づくりの推進～
- (カ) 安全・安心なまちづくりのために
～生活環境・災害、感染症対策の充実～

ウ 計画期間

令和3年度 ～ 令和8年度までの6年計画

エ 雇用・就労に関する具体的な対応策（抜粋）

基本目標 3 自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために
～就労支援等の自立に向けた施策の展開～

1 施策の方針

障害のある人の地域での自立した生活を支えるために、福祉と企業等が連携し、就労支援に取り組むことが重要です。近年は、「ダイバーシティ（多様性）」の重要性が理解されつつあり、就労の場や地域において、障害の有無をはじめとした制限が設けられることなく、個性を活かした活動に取り組むことが求められる時代となっています。

障害のある人の雇用機会の拡大と雇用後の職場への定着を図るため、市をはじめ公的機関が積極的に障害のある人を雇用するとともに、「公共職業安定所（ハローワーク）」や「障害者職業センター*」、「湖南地域働き・暮らし応援

センター」等と連携し、市内の企業等に向けた障害のある人の雇用促進や障害に対する理解・啓発活動等、働く場の確保と働く環境の向上に取り組みます。

また、「公共職業安定所（ハローワーク）」「基幹相談支援センター」の所在地の利便性を活かした、総合的かつ専門的な支援をめざします。

2 具体的な対応策

(1) 障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進

障害のある人の雇用への支援として、「公共職業安定所（ハローワーク）」「障害者職業センター」「湖南地域働き・暮らし応援センター」等と連携し、市内の企業等に対して、障害のある人の雇用に対する理解促進・啓発活動を推進するとともに、障害者雇用を行う事業主に対しては、各種助成制度の紹介等、雇用支援に取り組みます。

(2) 障害のある人の就労支援と場の拡大

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、多様な就労の機会や働く場を確保し、就労することが重要です。そのためには、障害のある人が一般就労へ円滑に移行できるよう福祉施策と雇用施策の連携が必要になります。

「公共職業安定所（ハローワーク）」等関係機関との連携により、障害のある人の雇用促進に努めるとともに、「障害者総合支援法」に基づく就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援等、障害のある人の職域の開発や職業能力の開発、職場定着の推進等の支援体制の整備を図ることで、障害のある人の雇用促進と安定就労に取り組みます。

また、一般就労が困難な障害のある人に対しては、日中活動の場の確保に取り組みます。

(3) 福祉サービスを利用した障害のある人の雇用促進

障害のある人が経済的に自立した生活を営むためには就労が重要であり、働く意欲のある障害のある人が就労できるように各種サービスを利用しながら、その適正に応じた能力を発揮できる就業の機会を確保することが必要です。

障害者雇用についての各種助成制度を活用し、企業に対する支援を行うと共に、障害者雇用に関するノウハウの提供やトライアル雇用等の利用を推進するなど、様々な制度や支援を活用し、障害のある人の就労と職場定着に努めます。

(4) 守山市子ども・子育て応援プラン 2020(守山市子ども・子育て支援事業計画／
守山市次世代育成支援対策地域行動計画／守山市子どもの貧困対策計画)

〔令和2年(2020年)3月〕

ア 基本理念

親子の笑顔が輝くまちづくり ～ 地域の「わ」で 親子の笑顔をつなぐ守山 ～

イ 計画の基本目標

- (ア) 社会全体で子育てを支えるネットワークづくり
- (イ) 愛情とゆとりある家庭を育む環境づくり
- (ウ) のびのびと遊び行動できる地域づくり
- (エ) 健やかな育ちを支援する保健・医療・福祉の充実
- (オ) 夢を持って心豊かに育つことのできる教育・保育の充実

ウ 計画期間

令和2年度 ～ 令和6年度の5年計画

エ 雇用・就労に関する具体的な対応策(抜粋)

第4章 施策の展開		
基本目標2 愛情とゆとりある家庭を育む環境づくり		
基本方向(1) 仕事と生活の調和の実現		
<p>仕事を持つ保護者にとって、「子どもと接する時間が少ない」ことが大きな悩みや不安となっています。また、フルタイムの父親の1日当たりの就労時間が「9時間以上」は、就学前世帯も小学生世帯も半数以上で、子育てを男女がともに楽しむ状況にないのが実情です(今回実施したニーズ調査結果から)。</p> <p>仕事を持つ男女がともにゆとりある職業生活や家庭生活を確保できるように、男性を含めた働き方の見直しや労働環境の整備など、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた社会の実現に努めます。</p> <p>また、就労の有無にかかわらず、子育て中の保護者が、男女ともにいきいきと充実した家庭生活・地域生活を送ることができるよう、生涯学習の機会を充実するとともに、親子で参加できる機会の充実を図ります。</p>		
基本施策① 子育てしやすい就労環境づくり		
No.	施策・事業	内容
29	改正次世代育成支援対策推進法等の周知	・子育てにやさしい企業・働き方を増やすため、改正次世代育成支援対策推進法等の関係法制度や一般事業主行動計画に関する情報を労働者・事業主・地域住民へ啓発・広報活動に努めます。

30	長時間勤務改善の促進	・子育てしやすい職場環境づくりに向けて、長時間勤務を改善し労働基準法を遵守（週 40 時間労働制）することなどに関する啓発・広報活動に努めます。
31	フレックスタイムや在宅就労等の就労形態の多様化への働きかけ	・家庭と仕事の両立を図り、ゆとりある生活が送れるよう、フレックスタイム制や子育て期の短時間勤務、在宅就労など多様な就労形態の導入への働きかけに努めます。
32	育児休業制度の普及・啓発と取得促進に向けた働きかけ	・育児休業制度に関する正しい知識・情報の周知を引き続き図るとともに、企業に対し、育児休業を取得し職場復帰がしやすい環境の整備や育児休業給付制度の適切な運用について働きかけます。 ・労働基準法や育児休業制度、就労支援に係る各種制度等について、労働者にわかりやすいパンフレットを配布し、啓発に努めます。
33	再雇用・再就職の促進を図る相談、情報・学習機会の提供	・育児休業など各種制度の定着と利用しやすい環境づくりとともに、再雇用制度の導入などへの働きかけを行う広報・啓発活動に努めます。
34	事業所内保育施設設置への働きかけ	・市内の企業・事業所を対象に、勤務が不規則な労働者家庭の子育てを支援するため、事業所内保育施設の設置について働きかけます。

基本目標 4 健やかな育ちを支援する保健・医療・福祉の充実

基本方向(4) ひとり親家庭への支援の充実

守山市におけるひとり親世帯は増加傾向にあり、今回行ったニーズ調査からは、子育てに関して気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」とする率が、二世帯や三世帯等世帯に比べて、就学前児童、小学生の調査とも高くなっています。

相談できる人や場所が「いない／ない」人は、子育てがづらいと感じる率も相談できる人や場所が「いる／ある」人よりも高く、身体的にも精神的・経済的にも負担が大きくなっているものと推察されます。

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、各種給付の周知を図っていきます。特に母親の経済的基盤を強化し自立できるように、教育や技能訓練を促進するとともに、就業の機会の拡大と雇用の促進に努めます。

また、子どもの健やかな成長と家庭の福祉の向上を図るため、子育て支援をはじめ、母子・父子自立支援員による相談・指導等相談体制の充実を図ります。

基本施策① 生活の自立を図る支援の充実

No.	施策・事業	内容
50	児童扶養手当の給付	・ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るため、手当の支給を行います。
51	ひとり親家庭の自立促進	・ひとり親家庭への経済的支援と自立支援を図るため、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給や、県母子・父子・寡婦福祉資金の利用を促進します。
52	福祉医療助成事業（母子・父子医療費助成）	・ひとり親家庭の健康の保持・増進を目的に、母子家庭・父子家庭の医療費の一部を助成します。
120	就業支援	・就業支援にあたり、ハローワーク等と連携します。 ・ひとり親家庭の親や子の就職の機会均等を保障するため、公正採用選考が徹底されるよう、企業啓発を推進します。

(5) 第4次守山市男女共同参画計画〔令和3年（2021年）3月〕

ア 基本理念

だれもが自分らしく暮らせる見守りあうまち もりやま

イ 基本目標

(ア) あらゆる分野への男女共同参画の促進 ～ともにはぐくむ～

(イ) 男女共同参画社会への意識改革 ～ともにまなぶ～

(ウ) 男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備 ～ともにくらす～

ウ 計画の期間

令和3年度 ～ 令和12年度の10年計画（令和7年度見直し）

工 雇用・就労に関する主要施策（抜粋）

基本目標 1 あらゆる分野への男女共同参画の促進

基本課題(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

② 企業・学校・団体等における男女共同参画の促進

○職場での管理・監督職や団体等の役員へ女性の登用

- ・職場において女性の管理職が登用され方針決定の場に参画できるよう企業等への啓発に努めます。
- ・各種団体等における運営や活動の方針決定の場へ女性が参画できるよう啓発に努めます。
- ・行政における管理職の登用については、性別を問わず職員の能力や実績など管理職の資質を総合的に判断する中で進めます。

基本課題(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

① 働き方の見直しに向けた啓発

○ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発と、働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。

基本課題(3) 働く場での女性の活躍推進

① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

○職場での女性人材の育成と管理職への女性の登用

- ・男女における職場・職域の固定観念の払拭に向けた啓発に努めます。
- ・女性の採用・育成が進むよう企業等への啓発に努めます。
- ・方針決定の場に女性が参画できるよう管理職への女性の登用について企業等への啓発に努めます。
- ・方針決定の場に女性が参画できるよう市職員の管理職への女性の登用に努めます。

○法制度の周知と雇用条件改善の啓発

- ・男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、働き方改革に関連する法律等の周知と啓発に努めます。
- ・企業等に対し、男女が対等に働けるよう労働条件等の改善に向けた啓発に努めます。

○企業等における学習機会等の開催の働きかけ

- ・企業等に対し、男女共同参画や女性の活躍推進に向けた学習会等の開催を働きかけます。
- ・職場等でのセクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、ハラスメント防止のための啓発と学習会等の開催を働きかけます。

○労働環境の整備

- ・従業員の性別に偏りがある職種にも男女ともに参画できるよう、男女別の更衣室やトイレの数の確保などハード面の整備の推進に努めます。

② 仕事と家庭生活等を両立するための事業主への働きかけ

○多様な働き方の普及と労働条件の整備促進

- ・事業主に対し、ライフスタイルや家族形態の多様化に応じた短時間勤務制度やフレックスタイム制、テレワーク等の多様な働き方の普及に努めます。
- ・事業主に対し、多様な働き方を可能とする就労条件への改善に向けた啓発を行います。

○労働時間短縮等への啓発

- ・事業主に対し、時間外労働の改善や年次有給休暇の取得促進の啓発に努めます。

○育児・介護休業制度の普及と取得促進

- ・事業主に対する、従業員の育児・介護休業の取得促進の啓発に努めます。

③ 女性の就業・再就職への支援・相談体制の充実

○女性の起業や再就業への支援

- ・女性の起業や再就業を支援する学習会の開催や情報提供を行います。
- ・女性の起業や再就業に対する、家族や周囲の理解や協力について啓発を行います。
- ・フリーランスや個人事業主の女性に対し、情報提供や研修会を行います。

○職業相談体制の充実と職業紹介の実施

- ・就労関係機関と連携し、就労安定推進員による就労相談を実施します。

基本目標3 男女がともに安心して豊かに暮らせる環境の整備

基本課題(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶

④ セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント対策の推進と被害者支援

○企業におけるハラスメントの防止

- ・ハラスメントの防止に向けた啓発と研修会を実施します。
- ・企業に対し、研修会の開催とハラスメントに関する相談担当者の設置を働きかけます。

基本課題(3) 安心して暮らせる地域づくり

③ 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

○経済的自立に向けた取組

- ・ひとり親家庭等に対し、世帯や子どもの実情に応じた指導や相談を行い、関係機関との連携により働く場の確保や自立に向けた技能や技術の習得を支援します。
- ・資格取得支援等、就業・起業に向けた技能や技術の習得を支援します。
- ・企業等への雇用の拡大について働きかけます。

④ 高齢者の自立支援と社会活動への参画の促進

○社会活動への参画の促進

- ・住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、また高齢者も担い手となり活躍できるよう、交流、活動の場等、居場所づくりの推進に努めます。
- ・シルバー人材センターや市社会福祉協議会等関係機関と連携し、就労やボランティア活動等、社会参加の場の拡大に努めます。

(6) 第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画〔令和3年(20年)年3月〕

ア 基本理念

人権をおもんじ 信頼しあえるまち

～人権を相互に認め合い 差別をなくし 人権を尊重するまちの実現～

イ 基本目標

(ア) 人権意識の高揚をめざすまちづくり

(イ) 人権を擁護するまちづくり

(ウ) 人権を大切にし差別をしない、差別を許さないまちづくり

ウ 計画の期間

令和3年度 ～ 令和12年度の10年計画(令和7年度見直し)

エ 雇用・就労に関する主要施策(抜粋)

第4章 分野別施策の推進 -施策の方向-

1 同和問題

(1) 企業・事業所における人権意識の向上

- ・企業訪問や市企業内人権教育推進協議会と連携した研修機会の提供等を通じて、各企業における人権同和問題学習を推進するとともに、公正な採用選考システムの徹底を図ります。

2 女性の人権

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

・女性の意見があらゆる政策・方針決定過程に反映されるよう、女性の積極的な参画を促進するとともに、引き続き審議会委員等の女性登用率の向上に向けて取り組みます。

(2) 固定的な性別役割分担意識の解消

・家庭、地域、学校、職場等あらゆる場面において、男女平等・男女共同参画の意識が浸透するよう、啓発や学習機会の提供を行います。

3 障害者の人権

(1) 障害を理由とする差別の解消

・不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、市民や事業者等に啓発を行い、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。
・障害者差別解消法、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例等、障害者の人権に関する法律等の周知に努めます。

(2) 地域における生活支援

・障害者が住みなれた地域で安心して自立した日常生活を送れるよう、日中活動の場や住まいの場の確保や充実を図ります。
・障害者の社会的、経済的自立を推進するため、障害者の雇用の場の確保や就労支援を推進します。

(3) ノーマライゼーションの理念の普及

・障害者が地域社会で安心して生活するためには、地域住民がノーマライゼーションの理念に基づき、障害者について正しく理解することが不可欠であり、その理念等について普及・啓発を行います。
・パラスポーツを通じた障害者との交流や、障害者に対する正しい理解の促進に努めます。

4 高齢者の人権

(1) 社会参画の促進

・高齢者が、長年培ってきた経験や知識を活用し、社会参画ができるよう、生きがいづくりを推進します。
・活動できる機会や交流・活動の場等、居場所づくりの推進と就業の場の確保等を通じ、高齢者自身が担い手となり活躍できる仕組み作りに取り組みます。

5 外国人の人権

(1) 外国人に対する差別の解消

・外国人に対する偏見や差別意識の解消に向けた取組を推進するとともに、ヘイトスピーチ解消法等、外国人の人権に関する法律等の周知に努めます。

(2) 外国語による情報提供、日本語指導の推進

・外国人の市民が、地域の一員として安心した生活ができるよう、居住実態の把握に努めるとともに、外国語による生活情報の提供や、日本語指導の充実を図ります。

(3) 外国人に対する就労支援

・就労相談窓口を通じ、外国人の市民の就労実態の把握に努めるとともに、相談者により添った課題解決に向けた方策の検討を行います。

3 第3次計画の取組と評価

第3次守山市就労支援計画では、「市民自らが職業観を確立し、働く意欲を高め、働くことを通じて自分自身の生活設計・生涯設計を確立し、就労という基本的な権利を尊重することができる社会の実現」を基本理念とし、3つの就労支援推進メニューを展開してきました。それぞれの進捗や取組状況の結果から、課題および今後の方向性を検証しました。

(1) 就労を関係機関等が一体となって支えるためのメニュー

《主要な施策・事業》

- 就労相談体制の充実
- 雇用・就労情報の収集・提供
- 各種制度・関係機関の利用促進

主な取組の成果

- ・各関係課や関係機関との情報交換など日常的な連携を図ることができた。
- ・湖南就労サポートセンターが開催する定期的な就労支援相談員等養成講座や、個々に開催されるセミナーなどに積極的に参加することにより、就労安定推進員の専門性や技能の向上を図ることができた。
- ・湖南就労サポートセンターにおいて、毎月開催する就労支援連絡会議において、各市からのさまざまな事例をもとに話し合いをすることにより、新たな視点での意見交換ができ、より良い支援の仕方や就職困難者等への対応について検討することができた。
- ・ジョブプラザ守山がセルバ3階から2階に移転したことにより、相談者の利便性が向上した。
- ・ハローワークで実施されているトライアル雇用等の制度を活用し、就職困難者等の採用から定着に向けた就労支援を図ることができた。

課 題

- ・新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢の悪化、生活様式や働き方の多様化に伴う就労阻害要因が複雑化しており、より一層の関係課の連携が求められる。
- ・令和元年度に湖南就労サポートセンターが解散したことにより、就労安定推進員の研修、また就労支援会議での意見交換の機会が無くなり、新たな研修等の機会が必要である。
- ・ハローワーク等関係機関が実施されている各種制度について、企業・事業所に対する更なる周知・啓発が必要である。

今後の方向性

- ・各関係課と一層の連携を図り、協力しながら就職困難者等の就労支援に努める。
- ・就労安定推進員の資質の向上を図るため、湖南地区職業対策連絡協議会が開催する研修会等に積極的に参加するほか、相互の連携が図られるよう、さまざまな場所へ出向くなど、各支援機関等と就労安定推進員の関係づくりに努める。
- ・就労困難者等が自ら希望する就労を実現するため、国や県等の関係機関と緊密な連携が求められており、更なる各種制度の周知と連絡調整を図る。

(2) 就職困難者等が自らの能力を高めるためのメニュー

《主要な施策・事業》

- 資格取得や技能・技術取得への支援
- 関係機関等の事業活用
- 職業観の育成

主な取組の成果

- ・滋賀県立高等技術専門校（テクノカレッジ草津）と滋賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター滋賀）等と連携し、資格取得や技能・技術取得講座の活用を図ることができた。
- ・働き・暮らし応援センター“りらく”との連携により、就職困難者等の就労体験を通じた自らの職業観の育成や、生活設計づくりを支援するとともに、受入れ企業・事業所との日常的な協力・連携体制を築くことができた。

課 題

- ・ひきこもりがちな就職困難者等については、職業観の育成に数年を要することがあり、長期的な支援が必要である。
- ・就労体験の受入れには、企業・事業所の理解と協力が不可欠である。

今後の方向性

- ・関係各課が連携し、重層的支援体制においてひきこもりがちな就職困難者等の就労支援に取り組む。
- ・企業訪問等により、就職困難者等に対する正しい理解と認識を深める啓発に努める。

(3) 就労の機会・場を増やすためのメニュー

《主要な施策・事業》

- 就職困難者等の雇用促進
- 専門機関等の活用促進

主な取組の成果

- ・障害者就職面接会を開催したところ、事業所5社（求人数15人）、求職者12人（面接回数18回）の参加があり、5名が就職に繋がった。
- ・障害者の法定雇用率の引き上げ等もあり、障害者雇用に前向きな企業・事業所が増加傾向にある。
- ・守山市企業内人権教育推進協議会と連携し、各種研修会や広報誌の発行、またDVDの貸し出し等を行い、企業内での人権教育の推進を図ることができた。
- ・就労に関わる各種専門機関・組織との連携を図ることができた。

課 題

- ・平成28年度から実施している障害者就職面接会については、ある一定認知されつつあるが、参加事業所数が伸び悩んでいる。
- ・事業所の規模や業種によっては、障害者雇用に対する理解が進んでいない。
- ・各種研修会への参加や、自社での研修が出来ていない企業・事業所も一部存在している。

今後の方向性

- ・障害者就職面接会開催についての更なる周知が必要である。
- ・企業訪問等において、人権教育の推進や障害者雇用に対する理解を求める必要がある。

第3章 就労支援の基本方針

1 就労支援の基本理念

「本人の意欲と能力に応じて、働くことのできる社会の実現をめざす」

市民一人ひとりが自らの意思に基づき、その能力や個性、技術・技能、経験などを活かして自己実現の一つの手段として取り組み、生きがいや生活に必要な糧を得ることができる「勤労」という基本的な権利を尊重することができる社会の実現をめざします。

2 就労支援の推進方針

就職困難者等の就労を実現できるよう、次のような展開方針に基づき、国や県、関係機関・団体などと多角的・包括的に連携し、就労支援に取り組んでいきます。

(1) 就労相談・支援体制の確立

複雑化・複合化した要因を抱える就職困難者等への横断的な支援体制を充実させるため、関係機関（市、支援機関、地域等）の連携強化を図ります。

(2) 新たな制度・取り組みの促進

就職困難者等の就労阻害要因の解消などを図るため、既存の制度・取組を活用するとともに、関係課・関係団体と連携して取り組む重層的支援体制についても積極的に活用します。また、コロナ禍の雇用環境の変化について検証し、新たに必要な就労支援を行います。

(3) 企業・事業所との連携の強化および雇用支援

求人や福祉サービス事業所などに関する情報の収集を図るとともに、就労体験や就労先の開拓など、企業・事業所との日常的な連携・情報交換について強化を図ります。また、就職困難者等の受入に前向きな企業・事業所に対して雇用支援を行います。

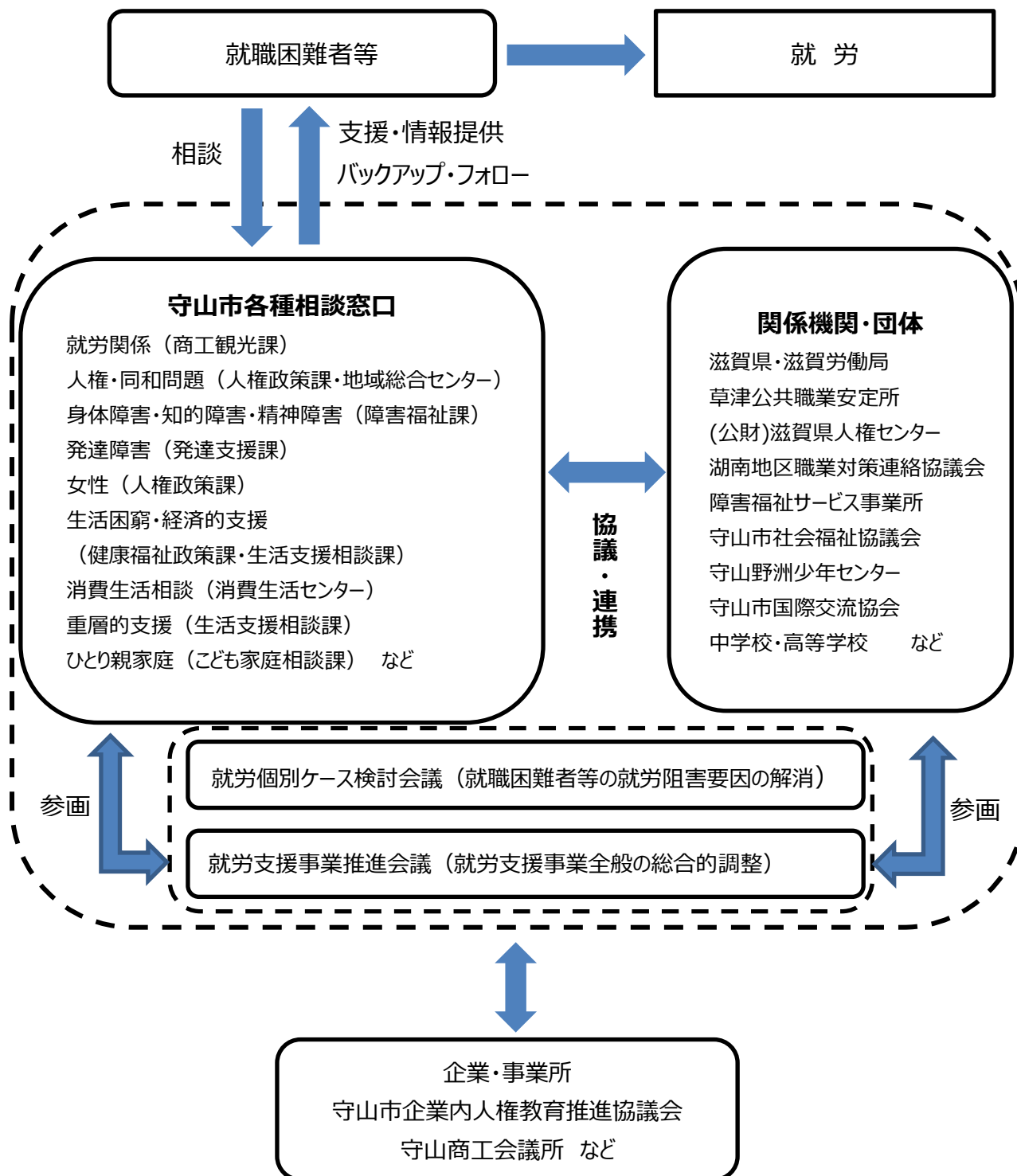
(4) 支援対象者の拡充

働く意欲を喪失している、または支援を必要としながら制度の狭間で受けられないなど、就労阻害要因の多様化・複雑化に伴う新たな対象者に対する支援を強化します。

3 就労支援の推進体制

就職困難者等の就労を支援するため、次のような推進体制を確立していきます。

<就労支援の推進体制のイメージ>



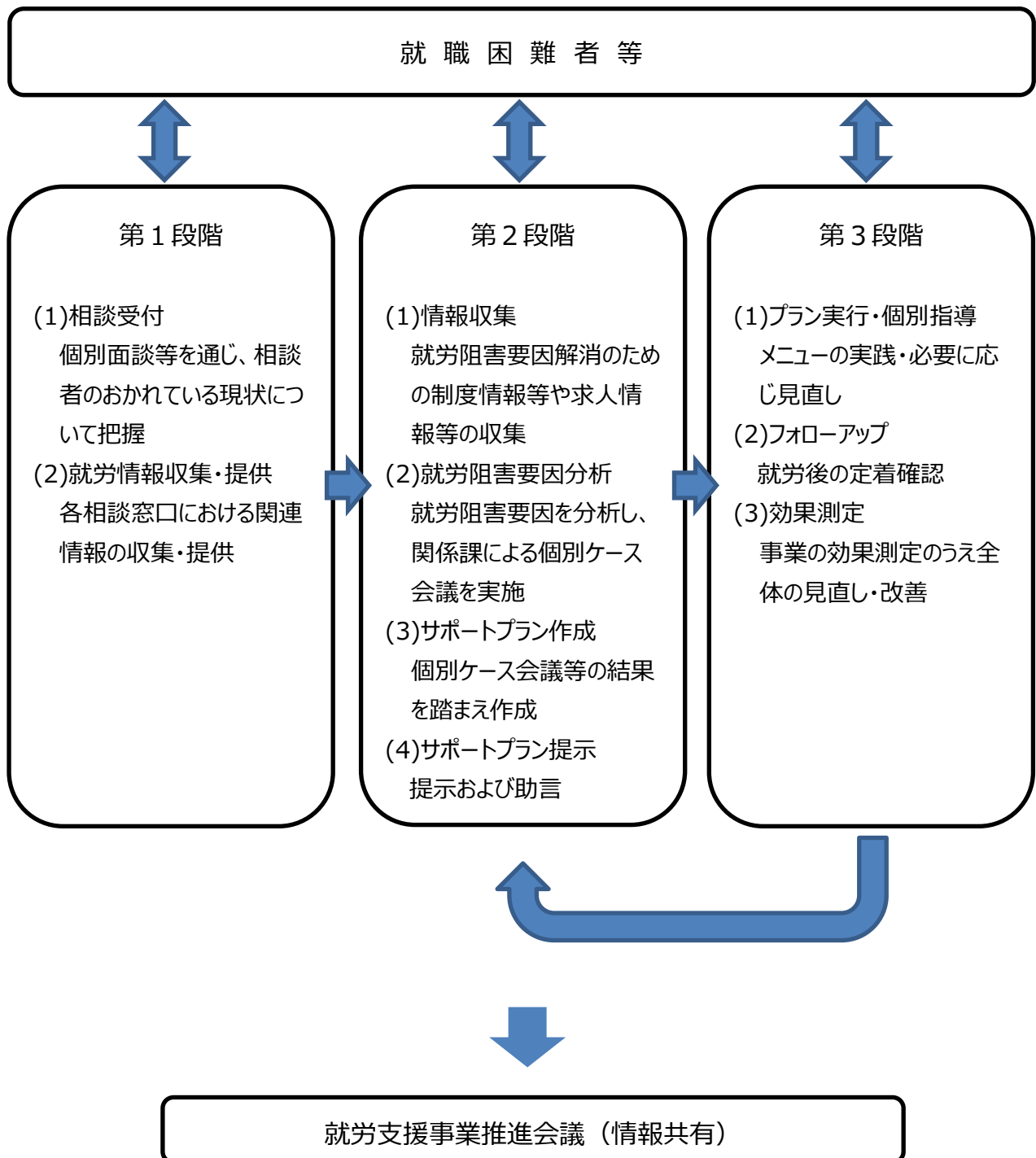
(概要)

- (1)各就労関係課では、就労の相談、就労に関する各種情報の収集・管理と提供および就労支援サポートプランの作成等を行います。
- (2)就労安定推進員は、各担当課・関係機関と連携をとりながら、バックアップやフォローなど就職困難者等へのサポート状況の把握と支援に努めます。
- (3)就職困難者等の就労阻害要因の解消を図れるよう、関係各課や関係機関・団体などと協議や連携を図り、就労支援サポートプランの検討を行う「就労個別ケース検討会議」を必要に応じて開催します。
- (4)全市一丸となって就労支援事業に取り組むため、「就労支援事業推進会議」を設置し、就労支援事業全般の総合的調整を行います。
- (5)一般雇用また障害者雇用にも当てはまらない制度の狭間にいる就職困難者等に対しては、重層的支援を活用するなど、包括的な支援に努めます。

4 就労支援の流れ

就職困難者等一人ひとりの就労阻害要因の解消を図るため、就労支援事業を段階的に取り組んでいきます。ただし、ケースによっては、前の段階に戻って取り組み直すこともあります。就労支援事業推進会議において、個々のケースなど、情報共有を図ります。

<就労支援の流れ>



(1) 第1段階

各関係課では、就職困難者等の就労に関する相談を受け、一人ひとりの就労阻害要因の把握・分析に努めます。

ア 相談受付

本市および関係機関・団体などにおいて、就労に関する相談を受け、必要があれば、就労安定推進員とともに個別に対応します。

イ 就労情報収集

各相談窓口での就労に関する関連情報を、必要に応じて収集・提供します。

(2) 第2段階

各関係課で受けた相談内容を必要に応じて関係各課間で情報の共有を図り、就職困難者等一人ひとりに適した「就労支援サポートプラン」を策定します。

ア 情報収集

就労阻害要因が解消できると期待されるさまざまな制度や施策、求人情報などの情報を収集します。

イ 就労阻害要因分析

就労阻害要因を把握・分析するため、必要に応じて、個別面談などを行います。また、関係者による「就労個別ケース検討会議」を開催し、迅速かつ柔軟に対応します。

ウ サポートプラン作成

「就労個別ケース検討会議」などでの検討結果を踏まえ、就労困難者等一人ひとりに適した「就労支援サポートプラン」を作成します。

エ サポートプラン提示

就職困難者等に対して、「就労支援サポートプラン」を提示し、助言します。

(3) 第3段階

就労安定推進員は就職困難者等一人ひとりに応じた「就労支援サポートプラン」を提供し、プランに基づいた個別メニュー（講座・プログラム）の実践を助言・指導します。就労安定推進員は、スムーズに就労ができるよう適切に助言等を行います。また、就労後のフォローや、支援内容の効果の確認を行います。

ア プラン実行・個別指導

「就労支援サポートプラン」に基づくメニューの実施に向けて、訓練機関と日程や内容の調整を行います。その後、メニューを実践します。実践期間中は、適宜、関係機関と連絡・調整を図ります。

また、就労・就職に向けた個別指導（模擬面接、ハローワークへの誘導など）を行うほか、個別メニューの見直しが必要な場合は前の段階に戻ることもあります。

イ フォローアップ

就職困難者等の就労・就職後の定着・職場環境を定期的に確認します。

ウ 効果測定

「就労支援サポートプラン」や就労支援事業に関する評価や効果測定を行い、適宜、就労支援事業の改善を図っていきます。

第4章 就労支援施策

1 地域の特性を活かした就業の促進

(1) 就職困難者等の就労に向けた支援が必要な人への対応

社会情勢等により複合的な要因を抱えている就職困難者等の就労支援については、既存の就職支援だけでは支援が行き届かないこともある中で、福祉施策等と連携した対応や、就労支援のための情報交換・調整などを綿密に行えるような支援体制を確立する必要があります。

地域に密着した支援を必要とする就職困難者への施策として、関係課・関係団体等と連携しながら、「相談・カウンセリング」「職業能力開発等の提供・他機関への誘導・訓練実習等の提供」「職業紹介」「定着支援」というトータルな就労支援を相談者に寄り添いながら展開していくとともに、就職率の向上を図っていきます。

取組の方向性

事業名	就職困難者に対する就労相談	所管部署	商工観光課
内容	○就労安定推進員を配置し、就職困難者等一人ひとりに寄り添った相談を受けながら、就職に結びつけます。		
実施に向けた課題等	○常に新しい求人情報の開拓ときめ細かなコーディネートが必要である。		
活動指標	指標名	実績	目標
		令和2年度	令和8年度
	相談者数（延べ人数）	471	600
	就職者数（人）	7	30

事業名	被差別部落出身者に対する就労相談	所管部署	地域総合センター 商工観光課
内容	○地域総合センター職員と商工観光課の就労安定推進員が連携し、求人情報の提供や就労相談、また訪問活動などを行います。		
実施に向けた課題等	○地域住民の高齢化によって、就労よりも福祉的支援が必要となっている。		
○対象者の半数以上が高齢者であり、訪問活動を行う中で、福祉的な相談が中心となっているため、長期的な目標値を設定しない。			

事業名	外国人に対する就労相談	所管部署	商工観光課
内容	○守山市国際交流協会と商工観光課の就労安定推進員が連携し、求人情報の提供や就労相談などを行います。		
実施に向けた課題等	○言葉やコミュニケーションの問題があり、身近に相談できる窓口が必要となっている。		
○外国人登録者数は増加傾向にあるものの、その多くが技能実習生であり、生活相談が中心となっているため、長期的な目標値を設定しない。			

事業名	就職相談・求人紹介（ジョブプラザ守山）	所管部署	商工観光課
内容	○就職相談・求人紹介や求人情報の提供を行います。		
実施に向けた課題等	○多様な求人情報の提供が必要である。		
活動指標	指標名	実績	目標
		令和2年度	令和8年度
	相談者数（人）	3,237	3,600
	紹介者数（人）	1,725	2,800
	就職者数（人）	426	700

事業名	相談員の連携と資質の向上	所管部署	商工観光課
内容	○就労安定推進員など関係各課の就労担当職員の間で就職困難者等の情報共有を図り、全庁的な支援を行います。 ○湖南地区職業対策連絡協議会等が主催する就労相談員を対象とした各種研修会に参加するなど、相談員の資質の向上に努めます。		
実施に向けた課題等	○就職困難者等の情報を関係各課で共有できるシステムが必要である。 ○多様化・複雑化している相談内容に対応できるよう、相談員の研修会への定期的な参加が必要である。		
○研修会への参加回数は、湖南地区職業対策連絡協議会などの研修開催数によるところが大きく、また相談員同士の連携と資質の向上を目的としているため、目標値を設定しない。			

(2) 若者への就労支援

全国的な若者をめぐる雇用情勢については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、完全失業率や非正規雇用の労働者比率は高まっており、就職環境についても、改善しつつあるものの依然として厳しい状況は続いています。

就職氷河期世代の無業や不安定雇用者に対する就労の安定を図ることは急務であり、実態やニーズを踏まえ、地域の関係機関や支援団体と連携して、就労や社会参加に向けた支援が必要です。

就職したいがどうしていいかわからない、自分に合っている仕事がかからないなどの求職中の若者、ニートやひきこもり状態にある若者を対象にした就労支援や自立に向けた支援を行います。また、DX が加速する中、インターネットを活用した在宅勤務等により、ひきこもり状態にある方が在宅ワーカとして収入を得られるなどの支援にも努めます。

取組の方向性

事業名	若者しごと悩み相談	所管部署	商工観光課
内容	○若年層が抱える就労に関わる不安の解消および、意欲の向上を目的とした臨床心理士によるカウンセリングを実施します。		
実施に向けた課題等	○各個人の置かれた状況に応じて、継続的に支援することが必要である。		
活動指標	指標名	実績	目標
		令和2年度	令和8年度
	相談者数(延べ人数)	16	36
	就職者数(人)	7	15

事業名	キャリア教育の実施	所管部署	学校教育課
内容	○起業家・事業者による職業講話など、小中学生を対象としたキャリア教育を実施し、子どもたちが自身のキャリアと向き合い、望ましい勤労観・職業観を育てるための取組を支援します。 ○中学生を対象とした職場体験学習を実施し、将来社会人として自立できる力を育みます。		
実施に向けた課題等	○家庭・地域・企業等との連携による教育体制づくりを進めるとともに、職業講話・職場体験学習の協力事業者を確保していくことが必要である。		
活動指標	指標名	実績	目標
		令和2年度	令和8年度
	自分の進路が決まった生徒の割合(%)	99.8	100

(3) 高齢者への就労支援

本格的な高齢社会においては、高齢者は労働力としての期待が高まるとともに、年齢にかかわらず働く意思と能力がある人が、希望に応じて働き続けられる環境の整備が必要です。また、高齢者が持つ知識や技能、豊富な経験をまちづくりに活用するとともに、住み慣れた地域において、健康で安心して暮らせる仕組みづくりが求められています。

地域の活性化を図るための高齢者支援や活用という観点で、従来からその中心的役割を担ってきた公益財団法人守山市シルバー人材センターとの連携が必要であり、生きがいづくりや居場所づくりにつながる高齢者の就労や社会参加活動が、同センターの会員数および受注件数等の拡大につながるよう積極的な支援に努めます。

取組の方向性

事業名	公益財団法人守山市シルバー人材センターへの支援	所管部署	商工観光課 長寿政策課
内容	○高齢者に就労の場を提供し、その就労を通じて、高齢者の生きがいの創出や健康の維持・増進を図り、地域社会への貢献を目的としている公益財団法人守山市シルバー人材センターに対して支援を行う。		
実施に向けた課題等	○退職後の継続雇用等による会員数の減少		
活動指標	指標名	実績	目標
	公益財団法人守山市シルバー人材センター会員数（人）	令和2年度 654	令和8年度 810

(4) 障害者への就労支援

障害者にとっての就労は、社会参加の重要な要素であるとともに、社会的に自立し、生きがいを持つという意義があります。国内の雇用情勢も景気回復の遅れが懸念されている中、障害者に対する職業の斡旋についても、障害の重度・多様化、求人職種の高度化等の要因も相まって、就職に結びつかない場合も多いところです。

平成 30 年 4 月 1 日以降、法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者が追加されたことから、改めて障害者雇用の理解を求め、障害者向けの求人提出を勧奨し、積極的に採用を検討するよう働きかけることが重要となっています。

また、障害者の法定雇用率が令和 3 年 4 月 1 日以降から更に 0.1%引き上げとなったことで民間企業における雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新する中、さらなる障害者の安定的な雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の充実及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就職後の定着まで、就労を支援するシステムを構築し、就労に向けた支援に努めます。

取組の方向性

事業名	湖南地域働き暮らしセンター“りらく”との連携	所管部署	商工観光課 障害福祉課
内容	○障害のある人の企業就労について、湖南地域働き暮らしセンター“りらく”との連携により、就労から定着までの支援を行います。		
実施に向けた課題等	○企業の求人情報の収集が必要である。		
○この事業は、湖南地域働き暮らしセンター“りらく”との連携を目的としているため、目標値を設定しない。			

事業名	職業能力向上及び一般就労に向けた支援事業の推進	所管部署	障害福祉課
内容	○職場実習など就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練などを行う「就労移行支援」の支給決定を行います。 ○通常事業所への雇用が困難な障害者を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上の訓練などを行う「就労継続支援 A 型（雇用型）」「就労継続支援 B 型（非雇用型）」の支給決定を行います。		
実施に向けた課題等	○障害者総合支援法に基づき、サービス提供事業者と連携し、必要なサービス量を確保した上で支給決定を行うことが必要である。		
○サービス見込量は、事業所数の増減によるところが大きく、長期の目標設定にはなじまないため、目標値を設定しない。			

(5) 女性への就労支援

市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に「同感する」「どちらかと言えば同感する」の合計が33.2%であり、依然として、今なお、固定的な性別役割分担意識が残っています。男性の仕事優先・職場重視の考え方が根強く、家事や育児、介護等の家庭での役割の多くは女性が担っているのが現状です。

また、職場の中での男女平等意識は、「男性が優遇されている」が39.9%、「平等である」が28.6%、「女性が優遇されている」が4.2%となっています。

女性の年齢階級別就業率をみると、妊娠・出産・子育て期にあたる30歳代に労働力率が最も低くなるM字カーブを描いており、カーブは少しずつ浅くなってきていますが、女性が出産や子育てを通じて働き続けられるためには、育児休業などの労働関係法令の周知や、性別にかかわらず平等な労働環境づくりが必要です。

働く意思のある女性が、誰でも働くことのできる就労環境づくりや、仕事・家庭生活・地域活動等との両立を進めるためにも、適正な就業条件に配慮しながら、多様な働き方を選択できる支援体制に取り組みます。

取組の方向性

事業名	子育てママの再就職応援セミナー	所管部署	人権政策課
内容	○結婚・子育てなどで離職中の女性に対し、再就職に向けた講座を開催します。		
実施に向けた課題等	○子育て中の女性を対象としたセミナーであるため、自宅で子どもと一緒に受講できるオンラインでの開催が望まれる。		
活動指標	指標名	実績	目標
	セミナー参加者数（延べ人数） （オンライン含む）	令和2年度 30	令和8年度 60

事業名	男女雇用機会均等に関する事業主への啓発	所管部署	人権政策課 商工観光課
内容	○事業主に対して男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、働き方改革に関連する法律等の周知・啓発を図ります。 ○企業等に対し、男女共同参画や女性の活躍推進に向けた情報提供や学習会等の開催の働きかけを行います。		
実施に向けた課題等	○関係機関と連携し、情報を共有することが必要である。		
活動指標	指標名	実績	目標
	「職場において男女が平等である」と考える人の割合（%）（市民意識調査）	令和2年度 28.6	令和8年度 40.0

(6) 生活保護受給者等の就労に向けた支援が必要な人への対応

生活保護受給者の中には、複雑で様々な課題を抱えており、求職活動や就労が困難となっている人がいます。こうした生活保護受給者が、稼働能力活用に向けて就労できるよう、就労意欲の喚起、求人のマッチング、同行支援などの就労支援を行っています。

また、ハローワーク草津との「生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定」に基づき、ハローワークとの連携のもと、就労支援を行っています。

取組の方向性

事業名	(新規)生活保護受給者就労支援事業	所管部署	健康福祉政策課
内容	○就労意欲の喚起、求人のマッチング、同行支援、ハローワークとの連携など、対象者の状況に応じた就労支援を行います。 ○就職後も就労継続ができるよう、定着支援にも取り組みます。		
実施に向けた課題等	○稼働能力があるにも関わらず、就労意欲が低い人に対する意欲喚起・動機付けが難しく、その人に応じた支援をしていく必要がある。		
活動指標	指標名	実績	目標
		令和2年度	令和8年度
	支援対象者数(人)	12	16

事業名	(新規)生活保護受給者等就労自立促進事業	所管部署	健康福祉政策課
内容	○ハローワーク草津との「生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定」に基づき、ハローワーク草津の相談員による巡回相談など、生活保護受給者等の就労支援を行います。		
実施に向けた課題等	○月1回の巡回相談のため、その後のフォロー、伴走支援を継続して行っていくことが大切である。 ○本事業へつなぐことのできる対象者の見極めを行い、対象者の拡大を図る。		
活動指標	指標名	実績	目標
		令和2年度	令和8年度
	支援対象者数(人)	7	12

(7) 生活困窮者等の就労に向けた支援が必要な人への対応

直ちに一般就労に就くことが難しい人に対し、就労への動機付けや就労意欲の向上を目指すため、規則正しい生活リズムの習得や、一般就労に向けた基礎能力の形成などを支援します。

取組の方向性

事業名	(新規) 就労準備支援事業	所管部署	生活支援相談課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労に至らない課題の確認 ○自立に至るまでの支援プランの作成 ○支援プランの実施（面接対策支援、履歴書の書き方指導等） ○継続的な就労体験の場を提供（一般就労に向けた技術や知識の習得） 		
実施に向けた課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事内容より高収入を条件に就労先を決めてしまうため、就労するがしばらくすると退職するという状態を繰り返すケースがある。 ○生活リズムの乱れや精神的不安定のため、継続的な支援が難しいケースがある。 		
活動指標	指標名	実績	目標
		令和2年度	令和8年度
	支援対象者数（人）	7	15

(8) ひとり親家庭への就労支援

ひとり親家庭の方が、子育てなどと両立できる就職先を見つけ、就労を続けていくために、それぞれの事情に応じたきめ細かな支援が必要です。

ひとり親家庭において就職のために必要な資格取得や、能力向上のための機会の充実を図るとともに、滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関と連携し、就労支援を行います。

取組の方向性

事業名	自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等支援事業、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	所管部署	こども家庭相談課
内容	<p>○雇用保険制度の教育訓練給付の対象となる講座等を受講して、修了した場合、受講料の一部を支給します。(自立支援教育訓練給付金事業)</p> <p>○看護師等の資格取得を目的として、養成機関で就業する場合、就業期間中の生活費負担を軽減するため、給付金を支給します。(高等職業訓練促進給付金等支援事業)</p> <p>○学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職に向け、講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。(高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)</p>		
実施に向けた課題等	○周知・広報により必要な情報提供を行う中、受講推奨を行うことが必要である。		
活動指標	指標名	実績	目標
		令和2年度	令和8年度
	自立支援教育訓練給付金事業 給付金給付人数(人)	1	5
	高等職業訓練促進給付金等支援事業 給付金給付人数(人)	5	7
	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 給付金給付人数(人)	0	1

事業名	ひとり親自立支援プログラム	所管部署	こども家庭相談課
内容	○ひとり親家庭の個別の状況・ニーズに応じ、滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターと連携する中、「ひとり親自立支援プログラム」を策定し、就労支援・生活安定に向けた推進を図ります。		
実施に向けた課題等	○ひとり親家庭の状況は、離婚、未婚での出産など様々であり、母子・父子自立支援員をはじめ、関係機関・関係部署との連携により寄り添った対応を行うことが必要である。		
活動指標	指標名	実績	目標
		令和2年度	令和8年度
	プログラム実施人数(人)	12	17

(9) 職業能力開発事業の推進

企業においては、労働者の潜在能力に注目し、企業内訓練と異動などによる職務経験の蓄積により、労働者の能力開発を行うことが一般的でしたが、転職等で中途採用者が多くなる中で、採点時点での職務経験や実績が評価の対象となるシステムに移行してきています。

このようなことから、職業能力向上・開発の必要性の増大と自立支援を背景に、国・県・市においては、労働・教育・福祉等のさまざまな分野で、職業能力開発のための講座や研修等を実施していることから、情報提供を行い資格取得などの支援に努めます。

取組の方向性

事業名	守山市技能技術取得教育訓練受講等補助金	所管部署	商工観光課
内容	○離職中の方などに対して、国が指定する教育訓練講座を修了した場合、受講料の一部を補助し、就職に向けた能力開発を支援します。		
実施に向けた課題等	○広報、HP等による制度の更なる周知が必要である。		
活動指標	指標名	実績	目標
	補助金給付者数（人）	令和2年度	令和8年度
		0	5

事業名	滋賀県立高等技術専門校との連携	所管部署	商工観光課
内容	○滋賀県立高等技術専門校は、公共職業訓練校として建築・ものづくり・整備分野などの技術者の人材育成を目的とする職業訓練を実施しています。		
実施に向けた課題等	○滋賀県立高等技術専門校と密接に連携をとりながら職業能力の開発に取り組んでいく必要がある。		
○この事業は、滋賀県立高等技術専門校との連携を目的としているため、目標値を設定しない。			

2 雇用・就労の機会・場の創出

(1) 雇用・就労の機会・場を創出するための事業の実施

複雑化・複合化した要因を抱える就職困難者等の雇用・就労には、企業・事業所の理解が必要であり、企業訪問等による日常的な連携・情報交換により就労体験や就労先の開拓を行う必要があります。

仕事を求める障害のある方と、人材を求める市内企業の橋渡しを行う守山市障害者就職フェアを開催するなど、雇用・就労の機会・場の創出を図ります。

取組の方向性

事業名	(新規) 就職困難者等の受入企業・事業所の開拓	所管部署	商工観光課
内容	○商工業活性化推進員および就労安定推進員による企業訪問を実施し、就職困難者等の就労体験・職場適応訓練、トライアル雇用等の受入企業の開拓を行います。		
実施に向けた課題等	○就職困難者等に対する企業・事業所の理解が必要である。		
活動指標	指標名	実績	目標
		令和2年度	令和8年度
	受入企業・事業所数(社)	—	10

事業名	守山市障害者就職フェア	所管部署	商工観光課
内容	○守山商工会議所とハローワーク草津との共催で、市内に就業場所のある事業所と障害者をマッチングする合同就職面接会を開催します。 ○障害者雇用を検討する事業者向けに各支援制度などのセミナーを実施します。		
実施に向けた課題等	○事業者と障害者の仕事に係る相互理解を促進し、マッチングを拡充させる必要がある。		
活動指標	指標名	実績	目標
		令和2年度	令和8年度
	求職者数	12	30
	参加事業者数	5	15

事業名	就職イベント等の情報発信	所管部署	商工観光課
内容	○滋賀県（しがジョブパーク）・ハローワーク等が実施する就職イベントの情報を発信します。		
実施に向けた課題等	○関係機関と連携し、情報を共有することが必要である。		
○この事業は、外部団体との連携による情報発信を目的としているため、目標値を設定しない。			

3 働きやすい職場環境に向けた支援

(1) 企業のコンプライアンスに関する取組の促進

労働基準法や労働安全衛生法、男女雇用機会均等法や育児介護休業法をはじめとする各種労働法を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働環境の整備が必要であり、企業が果たすべき責任は大きくなっています。

差別のない明るい職場づくりや、就職の機会均等に基づく適正な採用・選考が行われるよう、守山市企業内人権教育推進協議会と連携した取組を推進します。

取組の方向性

事業名	守山市企業内人権教育推進協議会との連携	所管部署	商工観光課
内容	○あらゆる差別に対する人権教育を推進し、問題の解決を図ることを目的とした守山市企業内人権教育推進協議会と連携し、各種研修会の開催、啓発誌「妙連」の発行等による啓発活動を実施します。		
実施に向けた課題等	○市内の全ての企業・事業所に加入いただけていないため、庁内関係部署および関係機関と連携し、加入拡大を図る必要がある。		
活動指標	指標名	実績	目標
		令和2年度	令和8年度
	加入事業所数（社）	146	160

(2) 勤労者福祉の充実

労働者の福利厚生面を充実させることは、勤労者の福祉を増進し、企業の活力及び価値の向上につながります。

しかしながら、中小企業においては、単独での福利厚生面を充実させることが難しいことから、中小企業への福利厚生事業を行う一般社団法人守山野洲勤労福祉サービスセンターへの支援や、中小企業を対象に退職金共済への加入促進を図ります。

取組の方向性

事業名	一般財団法人守山野洲勤労福祉サービスセンターへの支援	所管部署	商工観光課
内容	○守山野洲市内にある中小企業の事業主及び従業員を対象に、勤労者の福利厚生の充実を図ることを目的に福利厚生事業・共済給付事業・貸付斡旋事業を行っているサービスセンターを支援します。		
実施に向けた課題等	○会員の新規加入と退会が毎年あるものの、退会者の方が上回っていることから、会員拡大に取り組む必要がある。		
活動指標	指標名	実績	目標
		令和2年度	令和8年度
	会員数（人）	3,396	3,500

事業名	中小企業退職金共済制度加入促進	所管部署	商工観光課
内容	○中小企業退職金制度への加入促進を図り労働者の定着増進に寄与することを目的として、独自の退職金制度を設けることが困難な中小企業が、中小企業退職金共済法に基づく事業主の相互共済退職金制度に新規加入する場合、掛け金の一部を2年間補助します。		
実施に向けた課題等	○中小企業退職金共済事業本部との連携を強化し、制度の周知を拡大し加入の促進を図ることが必要である。		
活動指標	指標名	実績	目標
		令和2年度	令和8年度
	新規加入事業所数（社）	9	15

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の総合的かつ効果的な推進のため、庁内での連携体制の強化・充実を図ります。さらに、「守山市就労支援事業推進会議」において、計画の進捗管理を行います。

また、就労困難者等の就労の実現に向け、企業・事業所、社会福祉法人、NPO団体等と連携を図るとともに、国や県等との連携をはかり、他市町との情報交換にも努めます。

(1) 庁内推進体制の充実・強化

計画をより実効性のあるものにするために、関係各課と一層連携し、重層的支援体制を活用した就労支援の推進を図ります。

(2) 計画の進行管理

計画の進捗状況を年度ごとに点検・評価し、次年度以降の事業に反映させます。

また、「守山市就労支援事業推進会議」において、各事業の進捗状況の確認を行い、課題解決に向けて審議を行います。

(3) 企業・事業所との連携の強化

計画の推進にあたり、企業・事業所との連携を図り、雇用・就労の機会・場の創出等の取り組みが展開されるよう働きかけます。

(4) 国・県等関係機関との連携

施策がより効果的に推進できるよう、国・県及び関係機関との連携を図るとともに、他市町との情報共有・交換に努めます。

1 守山市就労支援事業の推進に関する組織設置要綱

平成17年8月22日
守山市告示第178号
改正 平成18年4月1日守山市告示第67号
平成24年4月1日守山市告示第131号
平成25年3月31日守山市告示第75号
平成26年4月1日守山市告示第110号
平成28年9月13日守山市告示第301号
平成31年4月1日守山市告示第206号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 推進会議(第2条―第5条)
- 第3章 ケース検討会議(第6条―第9条)
- 第4章 雑則(第10条・第11条)
- 付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、第3次守山市就労支援計画(平成29年3月策定)に基づき、働く意欲を持ちながら就労に対して困難な課題を抱える者(以下「就労困難者等」という。)の雇用の促進および就労の安定を図ることを目的とする。

第2章 推進会議

(設置)

第2条 就労困難者等の就労を支援する事業(以下「就労支援事業」という。)の推進を総合的に調整するため、守山市就労支援事業推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 就労支援事業の推進に関して、関係機関・団体等との連携関係を構築し、維持すること。
- (2) 就労困難者等の就労阻害要因を解消する方策の企画、立案および調整を行うこと。
- (3) 就労困難者等への就労支援事業を集約・分析して、就労支援事業全般の効果を測定し、評価すること。

(4) 前号の効果の測定および評価に基づき就労支援事業を検証し、改善すること。
(推進委員)

第4条 推進会議は、別表1に掲げる者(以下「推進委員」という。)をもって構成する。
(推進会議)

第5条 推進会議は、商工観光労政担当課長が推進委員を招集し、議長を務める。

2 商工観光労政担当課長は、必要と認めたときは、次に掲げる者を協力者として、推進会議に出席を求めるものとする。

(1) 中学校および高等学校の進路指導担当者および同和教育担当者

(2) 守山野洲少年センター、守山市社会福祉協議会、守山市国際交流協会その他関係機関の関係者

(3) 授産施設および共同作業所の指導員

第3章 ケース検討会議

(設置)

第6条 就労困難者等の就労阻害要因の解消を図るため、守山市就労個別ケース検討会議(以下「ケース検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第7条 ケース検討会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 就労困難者等一人ひとりの就労阻害要因を解消するためのプラン(以下「就労支援プラン」という。)を策定すること。

(2) 就労支援プランを実践した就労困難者等をハローワークなどの就職を斡旋する機関に推薦すること。

(3) 就労支援プランを策定した就労困難者等の就労状況を調査し、就労プランを評価すること。

(ケース検討委員)

第8条 ケース検討会議は、別表2に掲げる者(以下「ケース検討委員」という。)をもって構成する。

(ケース検討会議)

第9条 ケース検討会議は、商工観光課就労安定推進員が就労困難者等の就労阻害要因に応じて、ケース検討委員の中から関係するものを招集し、議長を務める。

2 商工観光課就労安定推進員は、必要と認めたときは、次に掲げる者を協力者として、ケース検討会議に出席を求めるものとする。

(1) 中学校および高等学校の進路指導担当者および同和教育担当者

(2) 守山野洲少年センター、守山市社会福祉協議会、守山市国際交流協会その他関係機関の関係者

(3) 授産施設および共同作業所の指導員

第4章 雑則

(個人情報管理)

第10条 推進委員、ケース検討委員ならびに第5条第2項および前条第2項に規定する協力者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)および守山市個人情報保護条例(平成14年条例第36号)を遵守し、会議で知り得た個人情報を適正に取り扱わなければならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 推進会議およびケース検討会議の庶務は、商工観光課において処理する。

付 則

- 1 この告示は、平成17年8月22日から施行する。
- 2 守山市就労対策ケース会議設置要綱(平成13年3月15日制定)は、廃止する。

付 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成28年9月13日から施行する。

付 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表1(第4条関係)

人権政策課長

地域総合センター所長

消費生活センター所長

健康福祉政策課長

長寿政策課長

障害福祉課長

こども家庭相談課長

発達支援課長

商工観光労政担当課長

学校教育課長

滋賀県人権センター地域支援課主任主事

草津公共職業安定所統括職業指導官

別表2(第8条関係)

人権政策課担当者

地域総合センター担当者

市民協働課消費生活センター消費生活相談員

健康福祉政策課担当者

障害福祉課担当者

こども家庭相談課母子・父子自立支援員

発達支援課担当者

商工観光課就労安定推進員

学校教育課指導主事

2 「第4次守山市就労支援計画」策定過程

時 期	内 容
令和3年 7月26日	・第1回守山市就労支援事業推進会議 第4次守山市就労支援計画骨子(案)について協議・検討
11月4日	・第2回守山市就労支援事業推進会議 第4次守山市就労支援計画(案)について協議・検討
令和4年 1月15日 ～2月4日	・パブリックコメント実施 意見募集
2月10日	・第3回守山市就労支援事業推進会議 パブリックコメント結果報告および最終計画(案)について 協議・検討
3月下旬	・パブリックコメント結果発表 ・第4次守山市就労支援計画策定

3 就労などに関する相談窓口

施設名	所在地	電話番号	備考
ハローワーク草津 (草津公共職業安定所)	〒525-0027 草津市野村5-17-1	077- 562-3720	職業相談・ 紹介 雇用保険
ジョブプラザ守山 (守山市地域職業相談室)	〒524-0037 守山市梅田2-1 セルバ守山2階	077- 583-8739	職業相談・ 紹介
おうみ若者未来サポート センター	〒525-0025 草津市西渋川1-1-14 行岡第一ビル4階	077- 563-0301	若年者対象 (概ね35歳 未満)
シニアジョブステーション滋賀	〒520-0051 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5階	077- 521-5421	シニア対象 (概ね45歳 以上)
滋賀マザーズジョブ ステーション・草津駅前	〒525-0032 草津市大路1-1-1 エルティ932 3階	077- 598-1480	子育て中の女 性等対象
滋賀県母子家庭等 就業・自立支援センター	〒523-0891 近江八幡市鷹飼町80-4 滋賀県立男女共同参画センター内	0748- 37-5088	ひとり親家庭 の母親対象
滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課	〒520-8577 大津市京町4-1-1	077- 527-0450	内職求人情報 提供など
滋賀県福祉人材・研修 センター	〒525-0072 草津市笠山7-8-138 県立長寿社会福祉センター内	077- 567-3925	福祉の仕事
湖南地域障害者働き・ 暮らし応援センター(りらく)	〒525-0032 草津市大路2丁目11-5	077- 563-4005	障害者対象
新規就農相談センター	〒520-0807 大津市松本1-2-20 県農業教育情報センター2階	077- 523-2439	農業就業支援
林業労働力確保支援 センター	〒520-0807 大津市松本1-2-1大津合同庁舎6階 (一社)滋賀県造林公社	077- 522-8349	林業就業支援
しが外国籍住民支援 ネットワーク	〒525-0034 草津市草津1-13-12 (SHIPS多文化共生支援センター内)	077- 561-5110	外国籍住民

○ 労働相談・専門相談など

施設名	所在地	電話番号	備考
滋賀労働局 総合労働相談コーナー	〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎 4階	077- 522-6648	労働相談
大津総合労働相談 コーナー	〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎 4階 大津労働基準監督署内	077- 501-3976	労働相談
滋賀県労働相談所	〒520-0806 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階	077- 511-1402	労働相談
滋賀労働局雇用環境・ 均等室	〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎 4階	077- 523-1190	男女雇用機会 均等・育児介 護休業など
滋賀県労働委員会	〒520-8577 大津市京町4-1-1 滋賀県庁東館 5階	077- 528-4473	労使間問題
(公財)滋賀県人権センター	〒520-0801 大津市におの浜4-1-14	077- 527-3885	人権相談
滋賀障害者職業センター	〒525-0027 草津市野村2-20-5	077- 564-1641	障害者の就労 支援など
くらしサポートセンター しが草津	〒525-0023 草津市大路1-1-1 エルティ932 4階	077- 564-5512	くらし なんでも相談

○ 職業能力開発・職業訓練など

施設名	所在地	電話番号
テクノカレッジ草津 (滋賀県立高等技術専門学校草津校舎)	〒525-0041 草津市青地町1093	077- 564-3296
テクノカレッジ米原 (滋賀県立高等技術専門学校米原校舎)	〒521-0091 米原市岩脇411-1	0749- 52-5300
ポリテクセンター滋賀	〒520-0856 大津市光が丘町3-13	077- 537-1164
滋賀職業能力開発サービスセンター	〒520-0865 大津市南郷5-2-14	077- 537-6868

滋賀職業能力開発短期大学校 (ポリテクカレッジ滋賀)	〒523-8510 近江八幡市古川1414	0748- 31-2250
滋賀障害者雇用支援センター (社会福祉法人あすこみっと)	〒525-0032 草津市大路2-11-15	077- 563-4005

○ 心の悩み相談など

施設名	所在地	電話番号	備考
滋賀県 子ども・子育て応援センター	〒520-8520 大津市京町4-1-1 滋賀県庁東館5階	077- 524-2030	子どもや親の 不安・悩み
滋賀県立 精神保健福祉センター	〒525-0072 草津市笠山8-4-25	077- 567-5010	心の問題 面接要予約 9時～16時
滋賀県立 精神医療センター	〒525-0072 草津市笠山8-4-25	077- 567-5001	精神科・内科 依存症治療等
南部健康福祉事務所 (草津保健所)	〒525-8525 草津市草津3-14-75	077- 562-3526	心と体の問題
滋賀いのちの電話	077-553-7387 金土日月 10時～20時30分		心の問題
こころの電話	077-567-5560 土日祝・年末年始除く 10時～12時、13時～21時		心の問題

第4次守山市就労支援計画

発行日 令和4年(2022年)3月

発行 守山市役所

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

都市経済部 商工観光課

TEL 077-582-1131

FAX 077-582-1166

E-mail:shokokanko@city.moriyama.lg.jp